

# アルミニウム合金管に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 K 編  
鋼船規則検査要領 GF 編, K 編及び N 編  
船用材料・機器等の承認及び認定要領

## 改正事項

アルミニウム合金管に関する事項

## 改正理由

液化ガスばら積船の貨物及びプロセス用管装置には、アルミニウム合金継目無管及び溶接管（以下、「アルミニウム合金管」とする。）が使用されることがある。当該船舶に使用されるアルミニウム合金管の製造方法の承認に関しては、その使用箇所が限定的かつ少量であることから、本会は、従来 JIS 規格を参考に個別に承認を行ってきた。

しかしながら、近年、液化天然ガスの輸送需要が高まっていることや環境負荷低減を目的に液化天然ガス燃料船の増加が予想されており、これに伴いアルミニウム合金管の使用頻度も従来に比べ増加していくことが考えられる。

このような背景を受け、本会は、液化ガスばら積船の貨物用及びプロセス用管装置並びに低引火点燃料船の燃料用及びプロセス用管装置に使用されるアルミニウム合金管の承認プロセスに関し、これまでの承認実績及び関連 JIS H4080 等を参考に関連要件を新たに規定した。

## 改正内容

- (1) アルミニウム合金管用の引張試験片及び曲げ試験片を規定した。
- (2) アルミニウム合金管の化学成分、機械的性質等の要件を規定した。
- (3) アルミニウム合金継目無管の製造方法承認時の試験及び検査に関する要件を規定した。

## 改正条項

鋼船規則 K 編 表 K2.1, 表 K2.4, 8.2  
鋼船規則検査要領 GF 編 GF7.4.1  
鋼船規則検査要領 K 編 K8.2  
鋼船規則検査要領 N 編 N6.4.1  
船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 1 編 7 章